

船橋市福祉有償運送運営協議会傍聴要領

(趣旨)

第1条 この要領は、船橋市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席の数は、原則として10人以内とし、協議会の開催の都度、協議会の事務局が会議室の収容人員等を考慮して定める。

(傍聴申込方法)

第3条 傍聴の申込の受付は、協議会の開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、15分前に締め切るものとする。

(傍聴者の決定等)

第4条 傍聴申込者の数が、第2条第2項で定めた傍聴席の数を超えた場合は、抽選により決定し、受付締切の時点で傍聴申込者の数が傍聴席の数に満たない場合は、傍聴申込者全員を傍聴者として決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第5条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 体調が優れないと認められる者
- (4) その他会長が傍聴することを不適當と認める者

(傍聴者の遵守事項等)

第6条 会長は、次に掲げる傍聴者の遵守事項を記載した書面を傍聴者に配布し、又は会場に掲示し、当該遵守事項を傍聴者に周知するものとする。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
- (6) 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、会長の指示に従い、速やかに退場すること。
- (8) 事前に会長の許可を得た場合を除き、会場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。

(秩序の維持)

第7条 会長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 会長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に必要な指示をさせたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(実施細目)

第8条 この要領に定めのない事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成18年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年3月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。